第一条 (総則)

有限会社フクモト・ロジスティック・システム(以下、「弊社」といいます。)は、ジェムランド加盟店を対象にクレジットカード決済代行、加盟店補償、ローソン店舗、セイコーマート店舗、郵便局ATMにおける代金収納サービス、及びローソン店舗商品引き渡しサービス(以下、「本サービス」 といいます。)を提供します。

加盟店は本利用規約(以下、「利用規約」といいます。)を遵守して本サービスを受けるものとしま

弊社は利用規約を変更する権利を有し、変更後の利用規約をこのウェブページ上に掲載することとし ます。

弊社は利用規約に変更があった場合、変更結果の適用開始日を、第四項に記載したウェブページ上に て明示することとし、告知開始から適用開始日までは20日以上の間をおくこととします。ただし、 緊急を要する変更が生じた場合にはこの限りではありません。

第二条 (加盟店補償)

加盟店補償は、弊社が利用する損害保険会社の保険サービスを用い、ジェムランドの決済機能を導入 したジェムランド加盟店(以下「加盟店」とします)に対して行うものです。

(加盟店補償の内容)

グレジットカードの名義人以外の者(名義人の親族を除く)がクレジットカード番号をweb上で不正使用により、ジェムランドの決済機能を利用して、加盟店の店舗の販売する物品、役務を購入した結果、加盟店が被る経済的損害に対し、本第二条に基づき、有限会社フクモト・ロジスティック・シ ステムが補償金を支払います。

1回の不正使用につ 補償額は利用者が実際に不正使用された額から3,000円を控除した額とし、 き300,000円を限度とします。尚、金融機関への振込手数料は加盟店の負担とします。

(被害の届出)

加盟店が本規程に定める補償を受けようとするときは、不正使用に気付いたときから20日以内に 「補償金請求に際しての手続」を行うものとします。

次の何れかに該当する場合は、加盟店はその損害について、補償を受けることができません。

加盟店あるいはその親族、役員、または使用人による故意や不正利用された場合 法律上またはカード利用規約上における名義人の責に帰すべき事由により、不正使用が発生した場合 不正使用発生の結果、損害保険会社等から損害の補填を受けた場合 加盟店が被害状況の調査に協力しないなど、弊社の指示に従わなかった場合

被害がデジタルコンテンツに対する対価であった場合

加盟店が利用規約を遵守していない場合

上記の他、弊社が、公序良俗の観点から補償を行うことがふさわしくないと判断した場合

第三条 (利用者補償規程の明示)

加盟店は、ジェムランドの提供するクレジットカード決済サービスを利用する場合、顧客に対し、 型店の商品、サービスを購入する前に、顧客に対する補償規程を定めた「お客様補償規程」への同意を求めることとします。

第四条 (差別的扱いの禁止)

加盟店は、有効なクレジットカードを利用した、クレジットカード決済による申し込みを行った顧客 に対し、現金決済を要求したり、現金決済客と異なる代金を請求してはならないものとします。

加盟店は、宝飾・鉱物業界に関わる物品、サービス、及びデジタルコンテンツだけを取り扱うことができます。ただし、それ以外に該当する物品、サービス等であっても、弊社の同意の上取扱ができる ものとします

第六条(コンビニエンスストア店舗における商品引き渡しサービス)

(ローソン店舗における引渡し基準)

ローソン店舗において引き渡しが可能な商品は、「ローソン店舗における引渡し基準」に準じること とします。

(商品の発送)

加盟店は、ローソン店舗において商品の引き取りを希望する顧客に対し、「発送スケジュール」に 則った期間・場所に商品が到着するよう商品を発送するものとします。

(収入印紙またはその相当額の負担) 顧客がコンビニエンスストア店舗において代金を支払った際、領収書に収入印紙が必要とされた場 合、収入印紙は加盟店の負担とします。顧客が郵便局ATMで代金を代金を支払った際には、収入印 紙相当額に消費税を加えた額が必要とされますが、これは加盟店の負担とします。収入印紙またはその相当額は弊社が加盟店を代行してコンビニエンスストア運営者等との精算を行い、弊社と加盟店の 間では利用規約に定める[商品代金等の決済]において精算するものとします。

ソン店舗による商品の引き渡しサービスを利用した場合、物流センターから商品を引 き渡すローソン店舗までの物流費用として別途に定める料金を弊社に支払うものとします。

利用者は、顧客から商品、サービス購入に関する申し込みを受け付ける場合には、ジェムランドの提 供するSSL機能を用いて入力された情報を暗号化すると共に、SSLによって情報が保護されてい ることを明示するものとします。

第八条 (開示情報事項)

加盟店は、次の事項を顧客に分かりやすく開示することとします。

加盟店の名称

加盟店の所在地

加盟店の雷話番号、メールアドレス

販売責任者名及び責任者への連絡方法

商品の販売価格、税金、送料その他必要とされる料金 商品の引き渡し時期及び方法

商品代金等の支払時期及び方法 商品の返品・取り消しに関する事項

顧客からのデータ等は加盟店により安全に保護されている旨の表示

上記以外で特定商取引法で定められた事項

その他弊社が必要と認めた事項

第九条 (事故処理)

加盟店は、顧客から商品、サービスに関し、苦情、相談を受けた場合や、機能に関する疑義、不良品、品違い、量目不足、商品品切れ、遅配及びご請求などの事故が発生した場合など、加盟店と顧客の間において紛争が生じた場合には、加盟店の費用と責任を持ってこれらに対処し、その解決に当たるものとします。ただし、弊社の故意・過失による場合は弊社が自己の費用と責任でその解決に当たるものとし、加盟店はこれに協力します。

第十条(申し込みの取消・交換・返品)

加盟店は、顧客に販売する全ての商品、サービスについて、最終受領者に引き渡されてから加盟店が自ら設定する一定期間においては顧客から商品の返品または交換を受けるものとし、その旨をウェブページ上に明記するものとします。ただし、商品の特性を鑑み返品又は交換を受け付けない 場合はあらかじめ販売時にウェブページ上に明記するものとします。

尚、商品の返品又は交換については、加盟店に責任を負わせるものとします。ただし弊社の故意・ 過失による場合は弊社が自己の費用と責任でその解決に当たるものとし、加盟店はこれに協力しま

第十一条 (守秘義務)

加盟店及び弊社は、本サービスによって知り得た相手方の営業上の機密を他に漏洩してはならない ものとします。尚、この守秘義務は、本サービスの提供終了後も続くものとします。

前条の定めに関わらず、弊社は電子商取引に関わる顧客・商品・価格その他の取引の属性を統計的 に処理した情報を弊社自らが利用しすることができるものとします。この情報には個人の名前、住 所、電話番号、メールアドレスは含まれません。

加盟店は前項の情報利用に関し異議が無く、弊社に対し対価等の支払いを請求しないものとします。

第十三条 (商品代金等の決済)

加盟店が商品代金等の収納代行を弊社に委任する場合、収納代行に関わる商品代金等の総額を、弊 社は「代行収納した商品代金等の締め日及び決済日」に定めた期日に締め、前述の概要に記された 期日までに加盟店に支払うものとします。その際、銀行への振込手数料等送金に要する費用は加盟店の負担とし、利用規約で定める費用や手数料が発生した場合には、併せて商品代金等の総額より割引計算する事で精算することとします。商品の返品等により商品代金等の総額より前述の手数料 が上回った場合、弊社は加盟店に請求するものとします。

第十四条 (手数料)

加盟店は弊社に対し、代金収納の手数料として、「代金収納手数料」に定める金額を支払うものとします。この手数料は、商品の返品があった場合においても発生します。

第十五条 (免責)

弊社は、利用者が本サービスを利用する事によって発生したいかなる損害について、加盟店補償に よる補償以外の責任を負わないものとします。

第十六条 (未規定事項)

加盟店並びに弊社は、利用規約に定める事項の解釈又は定め無き事項の取扱につき、疑義が生じた 場合、双方誠意を持って協議の上、その解決に当たるものとします。

(附則) 本規約は、2001年11月05日より実施します。 2002年10月20日一部改訂。 2009年01月10日一部改訂。

